

ポートアイランド処理場維持管理業務

入札説明書

神戸市建設局

目次

1	公告	1
2	入札に付する事項	1
(1)	発注者	1
(2)	委託業務名	1
(3)	履行場所	1
(4)	委託業務内容	1
(5)	委託期間・業務実施期間	1
(6)	入札方式	1
3	入札・開札までのスケジュール	2
4	入札参加資格	2
5	入札及び契約に関する事務を担当する部局	3
(1)	入札に関する事務を担当する部局	3
(2)	契約に関する事務を担当する部局	3
6	入札説明書の取扱い	3
(1)	入札説明書等の公表	3
(2)	要求水準書別添資料の配布	3
(3)	その他の資料、回答書等の取扱い	4
(4)	市が提示する資料等の利用	4
7	入札説明書等を示す場所	4
8	現場確認・資料閲覧	4
(1)	申込期間	4
(2)	現場確認・資料閲覧期間	4
9	質問・回答	5
(1)	質問の方法	5
(2)	受付期間	5
(3)	回答の公表	5
10	入札参加資格の確認	5
(1)	提出期間	5
(2)	提出場所	5
(3)	提出方法	5
(4)	提出部数	5
(5)	提出資料等	6
(6)	その他	6
11	業務遂行能力等の確認	6
(1)	業務遂行能力等評価書、貸借対照表及び損益計算書の提出	6

(2) ヒアリングの実施（必要に応じて）	7
(3) 業務遂行能力等の確認	7
1 2 入札参加資格、業務遂行能力等の確認結果	7
(1) 確認結果の通知	7
(2) 理由の説明の請求	7
1 3 入札手続等	8
(1) 入札書等の交付	8
(2) 入札の日時及び場所	8
(3) 開札の日時及び場所	8
(4) 入札及び開札の方法等	8
(5) 入札保証金	8
(6) 入札に関する条件	8
(7) 無効とする入札	9
(8) 入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項	9
1 4 落札者の決定方法	9
1 5 契約の締結	9
1 6 その他の注意事項	9

ポートアイランド処理場維持管理業務（以下「本委託」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令（神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月神戸市規則第 120 号。以下「規則」という。）その他の条例規則を含む。）に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 公告

令和 7 年 9 月 25 日

2 入札に付する事項

(1) 発注者

神戸市長

(2) 委託業務名

ポートアイランド処理場維持管理業務

(3) 履行場所

ア	ポートアイランド処理場	神戸市中央区港島中町 8 丁目 4
イ	ポートアイランド再生水中継ポンプ場	神戸市中央区港島 9 丁目 11-2
ウ	ポートアイランド第 1 ポンプ場	神戸市中央区港島中町 1 丁目
エ	ポートアイランド第 2 ポンプ場	神戸市中央区港島 7 丁目 14
オ	ポートアイランド第 3 ポンプ場	神戸市中央区港島 8 丁目

(4) 委託業務内容

本委託の内容を以下に示す。なお、詳細は要求水準書のとおりである。

- ア 処理場等の運転及び維持管理業務
- イ 物品その他の調達及び管理業務
- ウ その他業務履行に付随する業務

(5) 委託期間・業務実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。

(6) 入札方式

本委託は、受託者の選定にあたって一般に公募するとともに、応募者の中から、一定の資格要件、業務遂行能力等を審査し、入札参加者を絞り込んだうえで入札により価格評価を行う条件付一般競争入札を採用する。

3 入札・開札までのスケジュール

入札・開札までの主なスケジュール（予定）を以下に示す。

時 期	内 容
令和7年9月25日（木）	入札公告及び入札説明書等の公表
令和7年9月26日（金） ～ 10月3日（金）	要求水準書別添資料配布申込期間 現場確認・資料閲覧申込期間
令和7年10月1日（水） ～ 10月10日（金）	現場確認・資料閲覧 質問書提出期間
令和7年10月24日（金）	質問回答
令和7年10月24日（金） ～ 11月6日（木）	入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料、業務遂行能力等 評価書、貸借対照表及び損益計算書の提出期間
令和7年11月7日（金） ～ 12月4日（木）頃	業務遂行能力等評価書の事業者ヒアリング（必要に応じて実施）
令和7年12月上旬	業務遂行能力等評価書に関する選定委員会への説明
令和7年12月11日（木）	入札参加資格、業務遂行能力等の確認結果の通知
令和7年12月25日（木）	入札・開札（落札者の決定）

4 入札参加資格

次に掲げる各号に示した要件のすべてを満たすものに限り、本委託に係る入札参加申請への資格を有するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札日において、令和6・7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 開札日において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表構成員として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

- (8) 過去 15 年以内に、生物学的窒素除去法（高度処理オキシデーションディッチ法を除く。）を行っている下水処理場（ただし、当該処理方式で下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）の事業認可を受けている終末処理場に限る。）において、維持管理業務の元請事業者、あるいは元請共同企業体の代表者としての実績が入札日において 1 年以上あること。
- (9) 単独企業であること。

5 入札及び契約に関する事務を担当する部局

(1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 3 階
神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号：(078)806-8036）

(2) 契約に関する事務を担当する部局

郵便番号 658-0025 神戸市東灘区魚崎南町 2 丁目 1-15
神戸市建設局東水環境センター管理課（電話番号：(078)451-0678）

6 入札説明書の取扱い

(1) 入札説明書等の公表

本委託における入札説明書は、神戸市ホームページ内の本業務ホームページ（以下「本業務ホームページ」）において公表する。

また、併せて次の資料も公開する。これらは、入札説明書と一体をなすものであり、神戸市（以下「市」という。）及び入札参加希望者は、入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を前提として、入札手続を進めることになる。このため、内容を十分に確認すること。

- | | | |
|---|-------------------|---------------|
| ア | ポートアイランド処理場維持管理業務 | 要求水準書 |
| イ | ポートアイランド処理場維持管理業務 | 受託者選定基準 |
| ウ | ポートアイランド処理場維持管理業務 | 様式集 |
| エ | ポートアイランド処理場維持管理業務 | 委託契約書（頭書）（案） |
| オ | ポートアイランド処理場維持管理業務 | 委託契約書（委託契約約款） |
| カ | ポートアイランド処理場維持管理業務 | 委託契約約款付加条項 |
| キ | 情報セキュリティ遵守特記事項 | |

(2) 要求水準書別添資料の配布

ア 要求水準書と一体を成す要求水準書別添資料の配布を希望する者は、要求水準書別添資料配布申込書（様式 PI-1 号）に必要事項を記入し、電子メール（gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp）により提出すること。また、提出後に経営管理課まで電話にて電子メール到着の有無について確認を行うこと。申込書は電話、口頭、FAX 等電子メール以外では受け付けない。

※電子メール到着の有無の電話確認は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時とする。

※電子メールによる提出の件名は、「要求水準書別添資料（ポートアイランド処理場維持

管理業務) (企業名)」とする。

イ 要求水準書別添資料配布申込期間

令和7年9月26日(金)から同年10月3日(金) 17時まで

申込受付確認後、申込者に要求水準書別添資料を電子メール等の方法により配布する。

(3) その他の資料、回答書等の取扱い

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加資格の審査の申請受付後、入札日までに入札参加資格の審査の申請者に提示しなければならない事項が生じた場合には、入札参加資格の審査の申請者に対する通知等により提示する。

市が提示する資料、入札説明書等に関する質問の回答書等は、入札説明書と一体をなすものとして取扱う。

(4) 市が提示する資料等の利用

入札説明書など市が提示する資料は、入札以外の目的で使用することを禁じる。

7 入札説明書等を示す場所

前記6(1)

8 現場確認・資料閲覧

現場確認・資料閲覧を希望する者は、現場確認・資料閲覧申込書(様式第PI-2号)に必要事項を記入し、電子メール(gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp)により提出すること。また、提出後に経営管理課まで電話にて電子メール到着の有無について確認を行うこと。申込書は電話、口頭、FAX等電子メール以外では受け付けない。

※電子メール到着の有無の電話確認は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時~12時、13時~17時とする。

※電子メールによる提出の件名は、「現場確認・資料閲覧(ポートアイランド処理場維持管理業務)(企業名)」とする。

(1) 申込期間

令和7年9月26日(金)から同年10月3日(金) 17時まで

※実施日等の詳細については、申込受付後、申込者に対して別途連絡する。

(2) 現場確認・資料閲覧期間

令和7年10月1日(水)から同年10月10日(金)

※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く

閲覧に供する資料は以下に掲げるものとし、これらの資料の貸し出しは行わないものとする。

- ・ 完成図書
- ・ 点検結果表
- ・ 管理年報
- ・ 施設パンフレット
- ・ マニュアル一覧

- ・ 神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規程
- ・ 神戸市建設局（下水道部門）自家用電気工作物保安規程細則
- ・ ポートアイランド処理場自家用電気工作物保安規程
- ・ その他

9 質問・回答

(1) 質問の方法

本入札に関する質問を、質問書（様式第 PI-3 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp）により提出すること。また、提出後に経営管理課まで電話にて電子メール到着の有無について確認を行うこと。電話、口頭、FAX 等電子メール以外による質問は受け付けない。

※電子メール到着の有無の電話確認は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、9 時～12 時、13 時～17 時とする。

※電子メールによる提出の件名は、「質問書（ポートアイランド処理場維持管理業務）（企業名）」とする。

(2) 受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から同年 10 月 10 日（金） 17 時まで

(3) 回答の公表

- ・ 回答期日

令和 7 年 10 月 24 日（金）

- ・ 回答方法

本業務ホームページで公表する。

10 入札参加資格の確認

本業務の入札参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和 7 年 10 月 24 日（金）から同年 11 月 6 日（火）までとする。

(2) 提出場所

前記 5 (1) に同じ。

(3) 提出方法

入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を提出場所へ持参すること。

受付は神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時までとする。

(4) 提出部数

2 部

(5) 提出資料等

- ア 入札参加資格審査申請書（様式第 PI-4 号）
- イ 会社概要
- ウ 役員名簿
- エ 業務経歴書
- オ 下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録を証する書面（写）
- カ 資本関係・人的関係調書（様式第 PI-5 号）
- キ 実績調書（様式第 PI-6 号）
入札参加資格（4 入札参加資格（8））があることを判断できる同種の受託実績を記載すること。
- ク 実績調書の内容が確認できる書類
契約書等の写しによること。
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の3年分）
滞納がないことが証明できる納税証明書によること。
- コ 入札参加資格、業務遂行能力等審査通知返信用封筒（長3号（120mm×235mm）の封筒に、返信先を記載し、110円切手をはりつけたもの）

(6) その他

- ア 書類の作成に関する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、本委託に関する入札参加資格を有するとの認定を取り消す。

1.1 業務遂行能力等の確認

(1) 業務遂行能力等評価書、貸借対照表及び損益計算書の提出

下記により提出すること。

- ア 提出書類
 - (ア) 業務遂行能力等評価書（様式第 PI-11～18 号に従い作成すること。表紙含む）
 - (イ) 最近3年間の貸借対照表及び損益計算書
- イ 業務遂行能力等評価書作成要領及び提出部数
作成要領及び提出部数等は様式集の「業務遂行能力等評価書作成要領」によること。
- ウ 提出期間
令和7年10月24日（金）から同年11月6日（木）までとする（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）。
- エ 提出場所
前記5(1)に同じ。
- オ 提出方法
提出場所へ持参すること。
受付は9時～12時、13時～17時とする。
- カ その他留意事項

(ア) 費用負担

業務遂行能力等評価書の作成にかかる費用はすべて提出者の負担とする。

(イ) 提出書類の取扱い

- ・市は本業務の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で使用できる。
- ・神戸市情報公開条例に基づく公開を除き非公開とする。
- ・提出された業務遂行能力等評価書については変更できないものとし、また一切返却しない。ただし、審査に影響を与えないと市が判断する軽微な誤記等がある場合は、市が指定する期日までに適切に訂正するものとする。

(ウ) 提示資料等の取扱い

市が提示する資料等については、業務遂行能力等評価書作成にかかる検討以外の目的での使用を禁じる。

(エ) 業務遂行能力等評価書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する業務遂行能力等評価書は無効とする。

- ・同一事項に対し2通り以上提出された場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合

(2) ヒアリングの実施（必要に応じて）

申請者ごとに業務遂行能力等評価書に関するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合、ヒアリングの日時及び場所は追って通知する。

ヒアリング実施の際、申請者側の出席者は、業務遂行能力等評価書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(3) 業務遂行能力等の確認

申請者ごとに選定委員会への業務遂行能力等評価書に関する説明を実施し、財務状況も含めて業務遂行能力等について確認する。説明の日程（令和7年12月上旬頃）及び場所は追って通知する。なお、業務遂行能力等の評価に関する確認内容については「受託者選定基準」に示す。

1.2 入札参加資格、業務遂行能力等の確認結果

(1) 確認結果の通知

令和7年12月11日（木）に、書面により通知する。

入札参加資格、業務遂行能力等がないと認定された者には、その理由も併せて通知する。

(2) 理由の説明の請求

入札参加資格、業務遂行能力等がないと認定された者は、次により神戸市長に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

ア 請求の書面の提出期間

(1)の通知を受けた日の翌日から起算して7日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内。

受付は神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲

げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時とする。

イ 請求の書面の提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 回答

説明を求めた者に対し、その請求を受けた日の翌日から起算して10日（神戸市の休日を含める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

13 入札手続等

(1) 入札書等の交付

入札書及び入札用封筒については、前記12(1)による確認結果の通知に併せて交付する。

(2) 入札の日時及び場所

ア 方法

所定の入札用封筒に入札書を入れ、封緘のうえ、持参すること。

代理人による入札の場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

イ 日時

令和7年12月25日（木） 14時

ウ 場所

神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸3階 第1会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年12月25日（木）（入札手続きが完了後、執り行う）

イ 場所 入札の場所に同じ

(4) 入札及び開札の方法等

ア 入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

イ 開札の結果、落札者となるべき者がなく、当初の入札において予定価格を上回る入札をした者がある場合、開札場所において再入札を1回に限り実施する。

ウ 再入札によっても落札者となるべき者がいない場合は、入札を取止め不調打ち切りとする。なお不調打ち切りとなった場合は、再入札における入札価格の低いものから随意契約の協議を行う場合がある。

エ 入札の手続における交渉はしない。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(5) 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除とする。

(6) 入札に関する条件

ア 不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(7) 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ウ 入札書に記名及び押印がないとき。
- エ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- カ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- キ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- ク 本市から交付された入札書以外の入札書（本書のコピーを含む）で入札したとき。
- ケ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- コ 入札金額を0円で記載したとき。
- サ 入札書の金額を訂正した場合において入札書の押印に使用した印鑑による訂正印の押印がないとき。
- シ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(8) 入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項

不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことができ、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

1.4 落札者の決定方法

落札者の決定は、入札額が最低の価格であり、かつ、消費税及び特別地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内であるとき、その者を落札者とする。なお、入札価格による開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、厳正な抽選を行い、落札者を決定する。

1.5 契約の締結

- (1) 市は、落札者決定後、落札者と委託業務の契約を締結する。
- (2) 受託事業者は、神戸市と協議しながら、令和8年4月1日から円滑に業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担すること。

1.6 その他の注意事項

- (1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第25号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (2) 入札にあたって談合行為等を行い契約を締結したことが判明した場合は、別紙契約書の規定に基づき、契約を解除し、違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することができる。
- (3) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができる。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うこ

とのないよう努めること。

- (5) 入札金額の表示はアラビア数字を用いること。
- (6) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- (7) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (8) 入札参加資格の審査の申請者数及び入札参加資格の審査の申請者名は、入札執行後まで公表しない。